

「給付付き税額控除」導入の前提となる 家計における税・社会保障の 負担と給付の構造について

株式会社大和総研
金融調査部

主任研究員 是枝 俊悟

2026年3月24日

給付付き税額控除の導入を考えるにあたって

- 給付付き税額控除はあくまで「手段」であり、どのような者の負担を軽減すべきか、あるいは課税を強化すべきかなどの「目的」を先に考える必要がある
- 所得や資産の捕捉方法や、給付の実務をどこが担うのか、適切に執行できるかなども意識して制度設計を行う必要がある
 - 低所得者への重点的な給付を行うためには、所得や資産の精緻な捕捉等が必要
 - 精緻な所得や資産の捕捉が難しければ、誤支給が起こりにくい範囲での給付も選択肢

各国の給付付き税額控除の実施方法

手段		低所得者に重点化された給付		誤支給が起こりにくい範囲での給付	
		精緻な所得・資産捕捉等により誤支給を抑制	相当の誤支給を受容		
目的					
社会保険料負担軽減	低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和するための税額控除			オランダ	カナダ
就労支援 (勤労税額控除)	自立支援のための就労収入に応じた税額控除	韓国 (現在)	英国 (当初)	韓国 (当初)	
子育て支援 (児童税額控除)	子どもの人数や世帯状況に応じた税額控除	英国 (現在)	英国 (当初)		
消費税逆進性対策	低所得層を中心に基礎的生活費の消費税相当分の税額控除				

(出所) 各国資料より大和総研作成

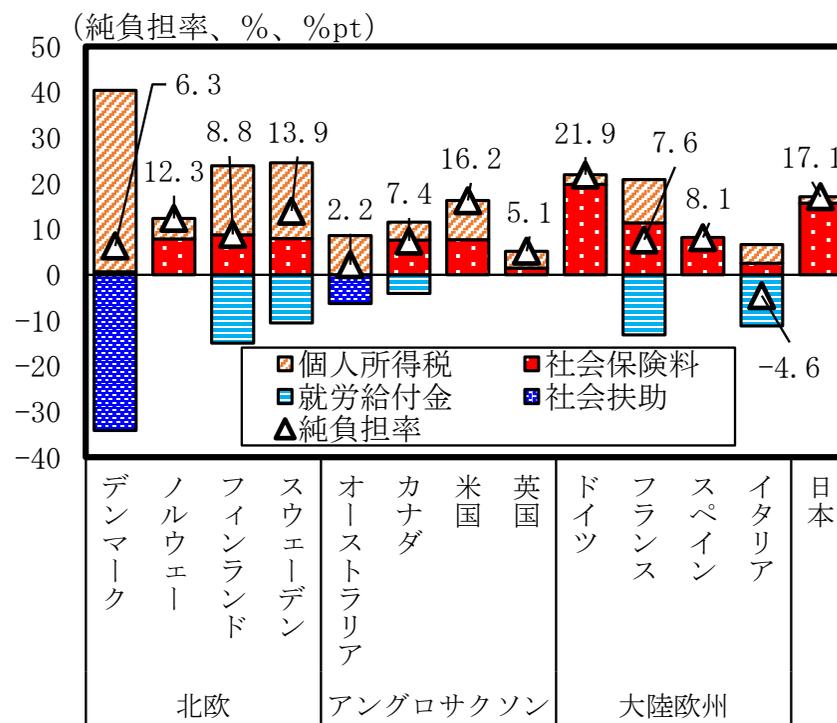
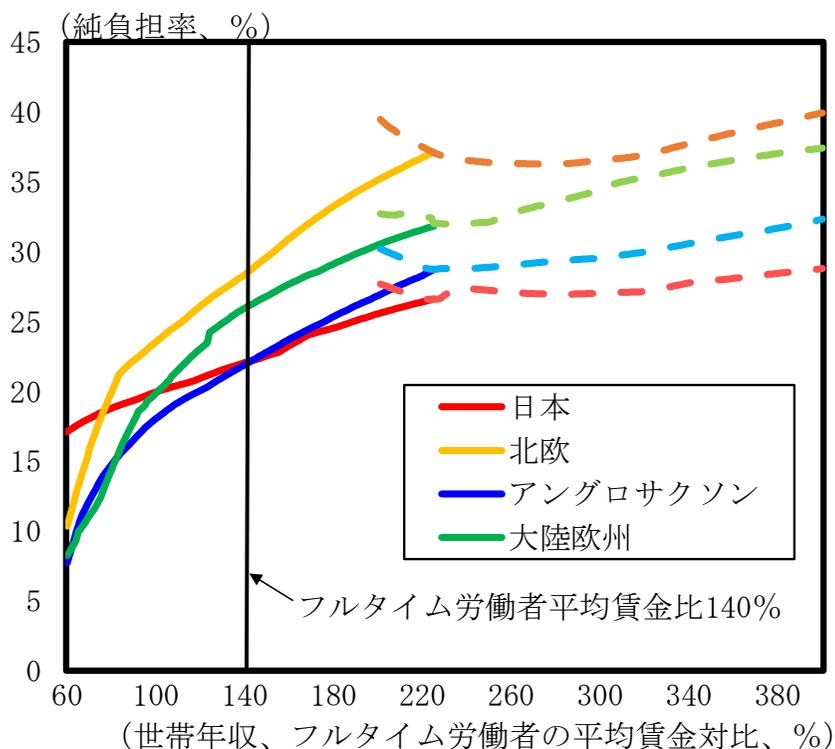
※ 詳細は是枝俊悟・平石隆太・畑中宏仁・吉田亮平・吉井希祐「給付付き税額控除実現に向けたロードマップ」(大和総研レポート、2025年11月26日)を参照

日本では社会保険料負担が大きいため、現役の低所得世帯の純負担率が高い

- 世帯収入はフルタイム労働者の平均賃金対比140%を基準に考えるとよい
- 平均賃金対比80%を下回る所得の世帯の純負担率は、日本はOECD諸国比で高い水準
- 平均的な所得の世帯の純負担率は、日本はOECD諸国比で高いとはいえない
- 平均賃金対比200%を上回る所得の世帯の純負担率は、日本はOECD諸国比で低い水準

夫婦のみ世帯の純負担率

平均賃金対比60%所得世帯の純負担率の内訳



(注1) 左図、右図ともに、世帯主年齢40歳の共働き世帯を想定。日本の場合、フルタイム労働者の平均賃金は年542万円（2024年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。

(注2) 左図の実線は配偶者が平均賃金比25%の所得を得ているパートタイム労働者である世帯、点線は配偶者が平均賃金比200%の所得を得ているフルタイム労働者である世帯をそれぞれ示している。

(注3) 右図は世帯主の収入が平均賃金比35%、配偶者との合計世帯収入が平均賃金比60%となる世帯を想定。

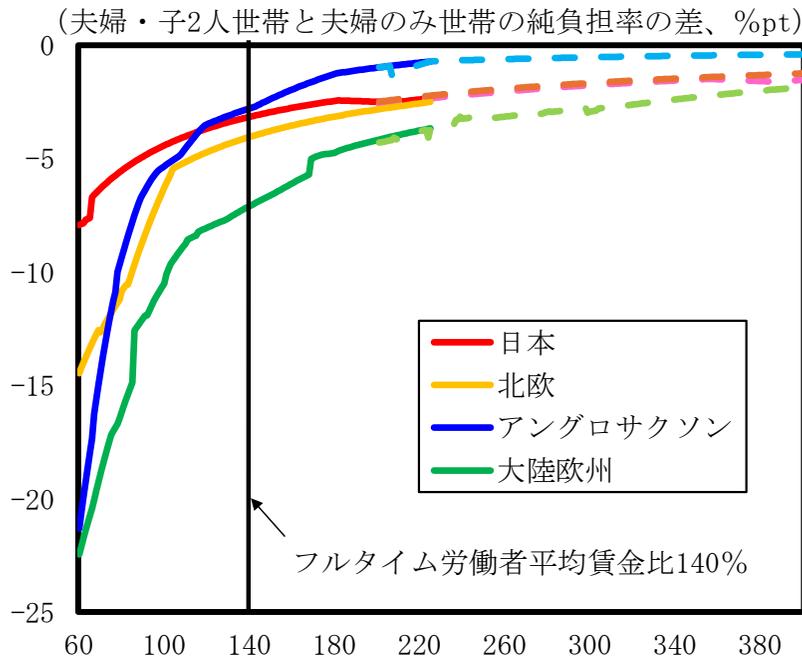
(出所) the OECD Tax-Benefit model, Model Version 2.7.1 より大和総研作成

※ 詳細は是枝俊悟・平石隆太・畑中宏仁・吉田亮平・吉井希祐「給付付き税額控除実現に向けたロードマップ」（大和総研レポート、2025年11月26日）を参照

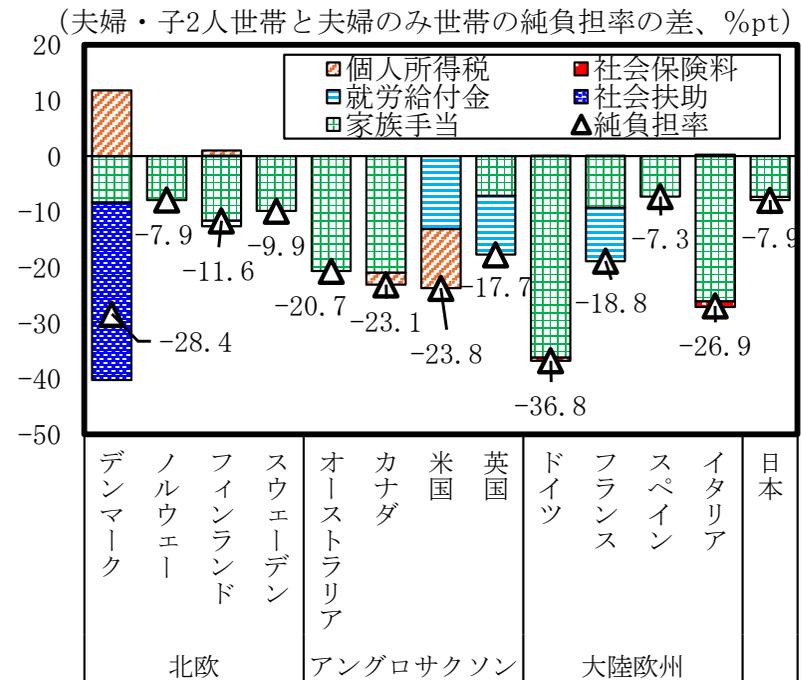
日本では低所得子育て世帯への支援が少ない

- 「夫婦・子2人世帯の純負担率」は、「夫婦のみ世帯の純負担率（累進構造）」と「夫婦のみ世帯に子ども2人が加わったときの純負担率の軽減幅（子育て支援）」に分解して考えるとよい
- 平均的な所得の世帯への「子育て支援」は、日本はOECD諸国比でやや低い水準
- 平均賃金対比200%を上回る所得の世帯への「子育て支援」は日本はOECD諸国の平均的水準

子育て世帯への純負担率軽減幅



平均賃金対比60%所得世帯の軽減幅の内訳



(世帯年収、フルタイム労働者の平均賃金対比、%)

(注1) 夫婦・子ども2人世帯は、世帯主年齢40歳、子ども2人（10歳と8歳）の共働き世帯を想定。左図の実線は配偶者が平均賃金比25%の所得を得ているパートタイム労働者である世帯、点線は配偶者が平均賃金比200%の所得を得ているフルタイム労働者である世帯をそれぞれ示している。日本については、2024年10月以降の児童手当拡充は加算し、子育て世帯生活支援特別給付金は除いている。

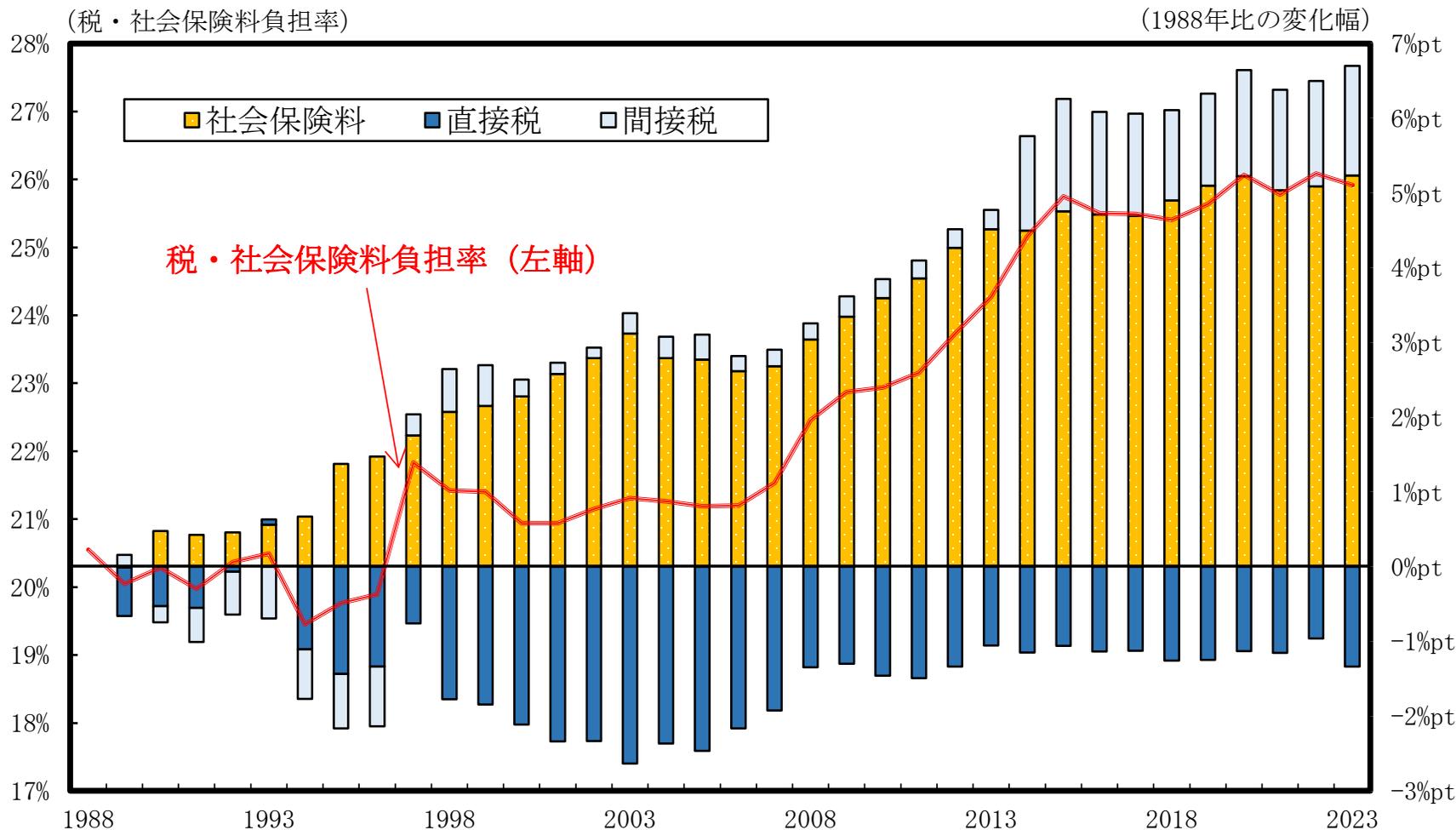
(注2) 右図は世帯主の収入が平均賃金比35%、配偶者との合計世帯収入が平均賃金比60%となる世帯を想定。

(出所) The OECD Tax-Benefit model, Model Version 2.7.1より大和総研作成

※ 詳細は是枝俊悟・平石隆太・畑中宏仁・吉田亮平・吉井希祐「給付付き税額控除実現に向けたロードマップ」(大和総研レポート、2025年11月26日)を参照

平成以降の純負担率の上昇は、ほぼすべて社会保険料率の上昇に起因

家計（二人以上の勤労者世帯・全国平均）の税・社会保険料負担率の推移



(注1) 税・社会保険料負担率 = (直接税 + 間接税 + 社会保険料) / 勤め先収入 (この表では給付は考慮していない) (暦年)

(注2) 棒グラフは1988年比の税・社会保険料負担率の変化幅の内訳を指す (右軸)

(出所) 総務省「家計調査」(1988～2023年分)、上村敏之(2006)「家計の間接税負担と消費税の今後—物品税時代から消費税時代の実効税率の推移—」『会計検査研究』33号、pp.11-29より大和総研作成

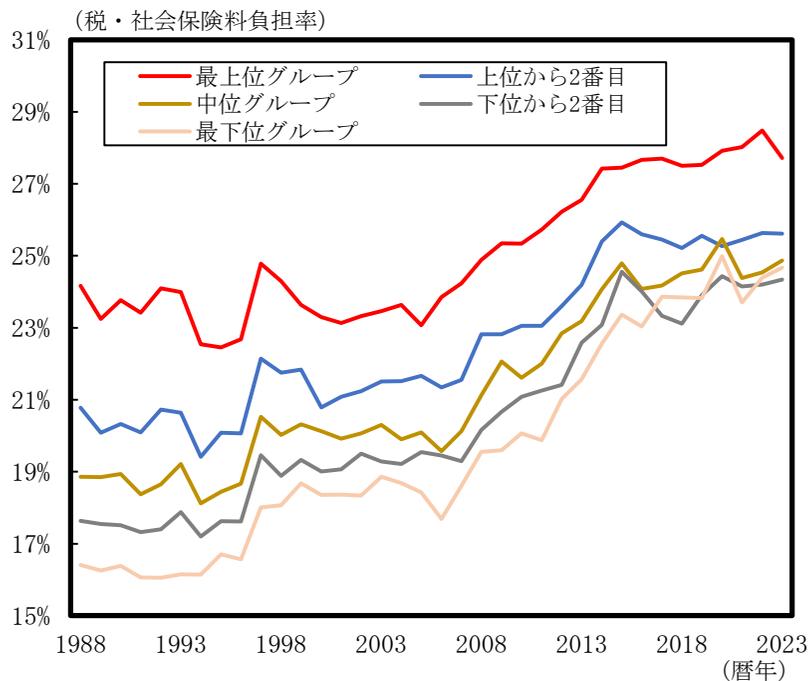
※ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「平成以降の家計の税・社会保険料負担の推移」『大和総研調査季報』2025年新春号 (Vol.57) pp.4-17を参照。

所得税の累進性は緩和傾向にある

- 平成以降の長期で見ると、所得五分位別の税・社会保険料負担率の差は縮まっており、これは直接税負担率の差の縮小、逆進性を持つ消費税のウエイトの上昇が要因
- 近年の物価上昇では直接税負担率の上昇は確認できず、2025・2026年度税制改正（案）で行われた中低所得者向けの基礎控除等の引上げを踏まえると、**これ以上のブラケット・クリープ調整の必要性は低い**

※ ブラケット・クリープ：物価と賃金がともに上昇する際、所得税のブラケット（所得ごとの税率の区分）が名目で固定されていると、自動的に所得税の実効税率が上昇する現象。

所得五分位別の家計の税・社会保険料負担率の推移

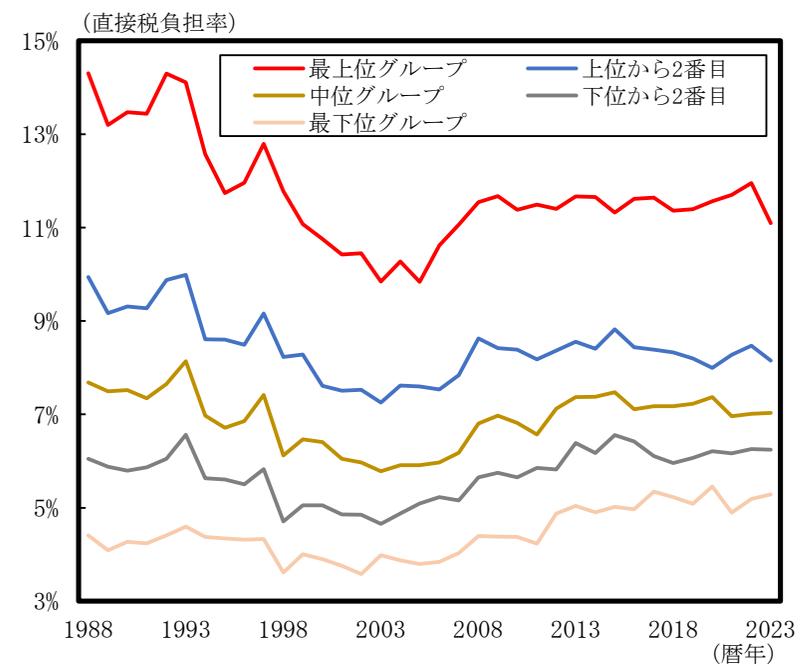


(注) 税・社会保険料負担率 = (直接税 + 間接税 + 社会保険料) / 勤め先収入
(この表では給付は考慮していない)

(出所) 総務省「家計調査」(1988～2023年分) より大和総研作成

※ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「平成以降の家計の税・社会保険料負担の推移」『大和総研調査季報』2025年新春号 (Vol.57) pp.4-17を参照。

所得五分位別の家計の直接税負担率の推移



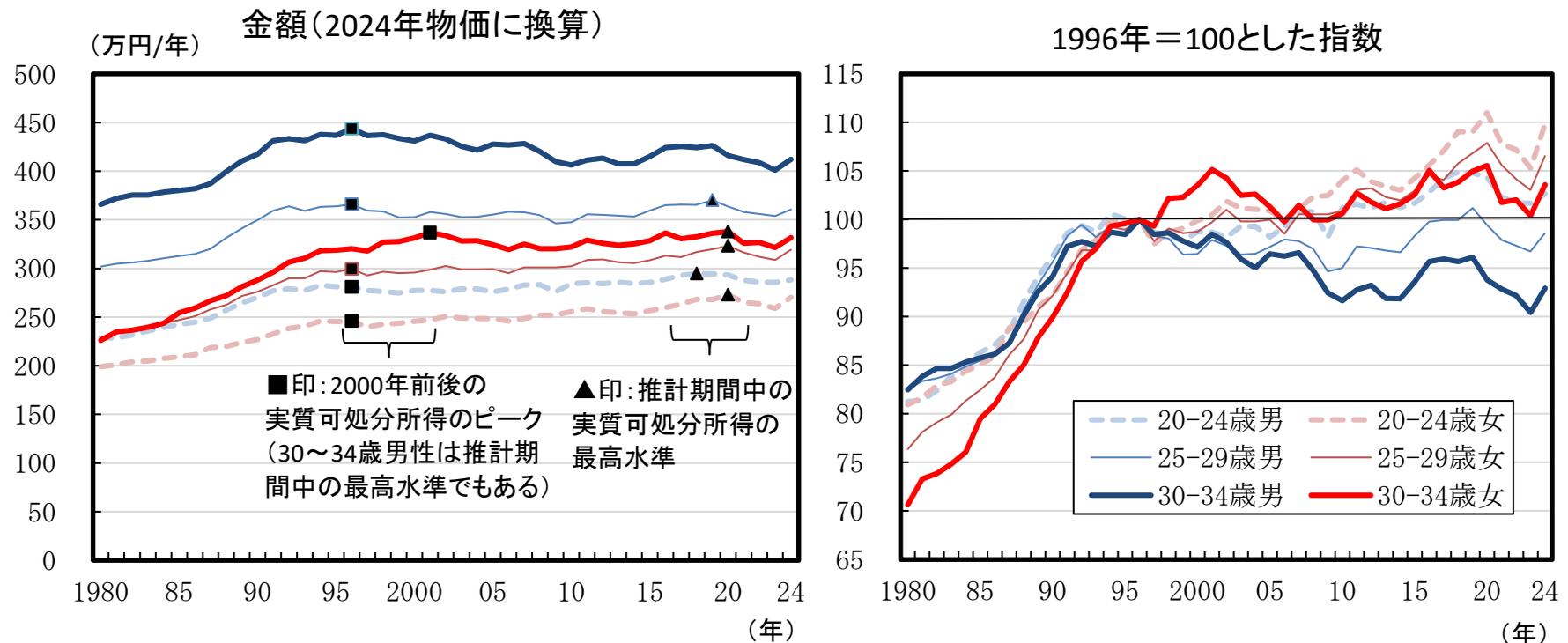
(注) 直接税負担率 = 直接税 / 勤め先収入

(出所) 総務省「家計調査」(1988～2023年分) より大和総研作成

「社会保険料率の上昇により若者全般が貧しくなっている」との認識は誤り

- 2015年頃に社会保険料率の上昇が一服し、若年層の実質可処分所得が緩やかな上昇トレンドに転換。2019年時点で30～34歳男性を除き1996年の水準を上回った。
- その後は物価上昇に賃金が追い付かず、2024年は2019年より低い水準に。
- 長期的な社会保険料率の引上げがありながらも、若者全般が貧しくなっているわけではない。足元の暮らし向きの悪化は、急速な物価上昇による実質賃金の低下で生じている。よって、当面は物価の安定、長期的には社会保険料率の安定が政策課題となる。

若年未婚フルタイム労働者の実質可処分所得の推移



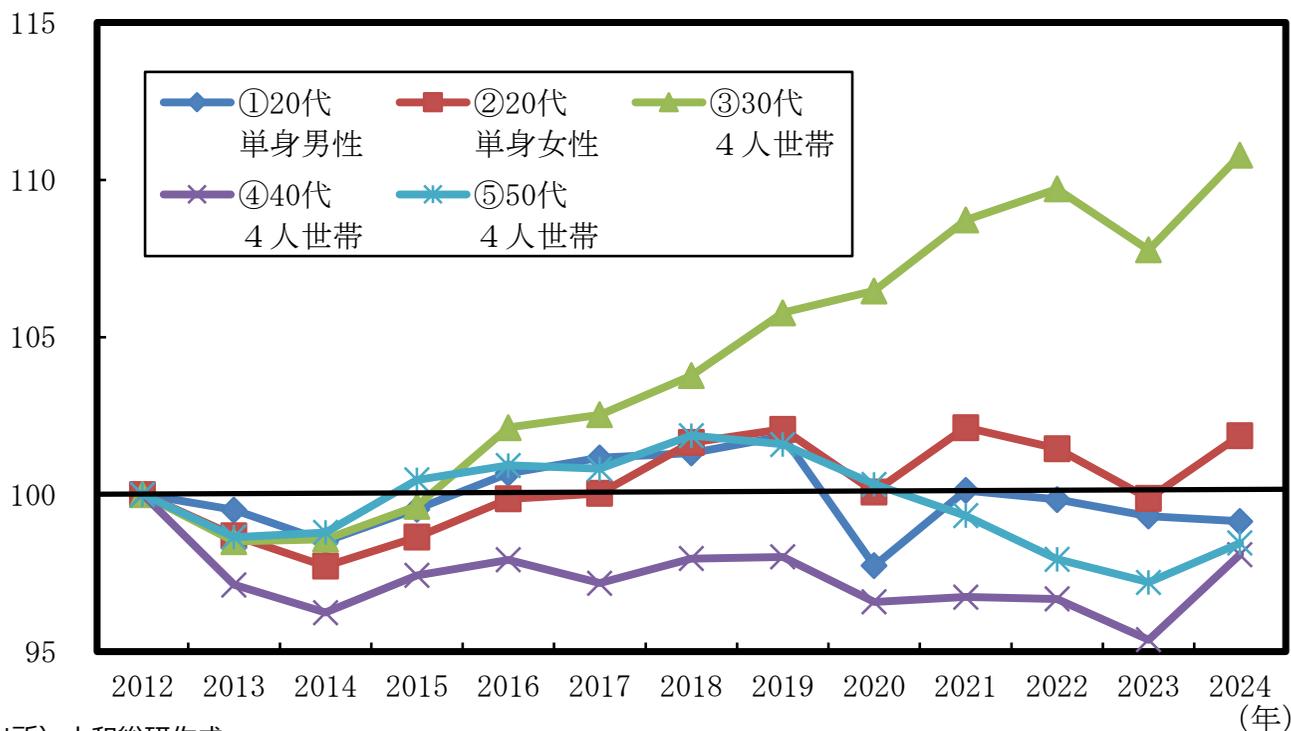
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(1980～2024年分)、内閣府「国民経済計算」(1980～2024年分)より大和総研作成

※ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「若年層の実質可処分所得の超長期推計」(大和総研レポート、2025年10月20日)を参照。

若い子育て世帯は実質可処分所得が伸びる一方、中高齢期の世帯は低迷

- 「30代4人世帯」では、2014年以後長期的なトレンドとして実質可処分所得が上昇している。主因は、夫婦ともに正規雇用である共働き世帯の比率上昇である。加えて、幼児教育の無償化も上昇要因となっている。
- 一方、「40代4人世帯」「50代4人世帯」では実質可処分所得が伸び悩む。中高齢では男性の賃金上昇率も低く、女性の正規雇用での就業の増加幅も小さいことが要因。中高齢世帯の実質可処分所得上昇に向けては、特に非正規雇用で働く女性の収入上昇・正規雇用化がカギ。

モデル世帯別の実質可処分所得（2012年 = 100）【特別給付金等を除く】



(出所) 大和総研作成

※ 詳細は、是枝俊悟「2012～2024年の家計実質可処分所得の推計」（大和総研レポート、2025年4月11日）を参照。

年金受給者の負担の特徴

- 家計の税・社会保険料負担のうち最も大きいのは社会保険料で、厚生年金保険料（18.3%の労使折半）が大半を占める。60歳以上の退職後の世帯は厚生年金保険料を負担しない。
- 公的年金の受給を開始した者（既裁定者）の年金額は、毎年、原則として消費税込みの物価指標である「CPI総合」の変動率に基づいて改定される。
 - ※ ただし、名目賃金変動率が物価変動率に満たないときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定される。
 - ※ 将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、厚生年金保険料率（国民年金保険料は賃金対比で同等の水準）は18.3%に固定された。その上で、今後約100年間の保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、緩やかに年金の給付水準を調整する「マクロ経済スライド」が実施されている。具体的には、物価や賃金の変動率から「スライド調整率」を差し引いている。
- 公的年金等の収入には、所得計算上の控除として「公的年金等控除」が認められており、その最低保障額が「給与所得控除」より大きいため、一般に、公的年金受給者の課税最低限は給与所得者よりも高い。
- また、給与と公的年金の両方を受け取る者は「給与所得控除」と「公的年金等控除」の両方を適用できるため、さらに課税最低限が高い。

※ 年金額改定ルールの詳細および給与所得控除・公的年金等控除については、参考資料を参照。

大和総研案としての「給付付き税額控除実現に向けたロードマップ」

日本の税・社会保障制度の現状と課題

- **低所得世帯の社会保険料負担が重い**
- **年金生活者や被扶養者のいる世帯で負担が軽い**
- **特に低所得の個人・世帯の所得捕捉が不十分**
- **給付金が自治体の事務負担を圧迫**
- **低所得世帯への子育て支援が少ない**
- **申請主義やスティグマにより生活保護の捕捉率が低い**

諸外国の給付付き税額控除の類型と日本での実現に向けたロードマップ

手段	低所得者に重点化された給付		誤支給が起こりにくい範囲での給付
	精緻な所得・資産捕捉等により誤支給を抑制	相当の誤支給を受容	
目的			
社会保険料負担軽減	最終的な姿		当初の姿
就労支援（勤労税額控除）	韓国（現在）	英国（当初）	オランダ
子育て支援（児童税額控除）	英国（現在）	米国	韓国（当初）
消費税逆進性対策			カナダ

第1ステップとしての「社会保険料還付付き税額控除」の制度設計案

- **全ての納税者（または高所得者を除く納税者）を対象に、所得税につき一定額の税額控除を行う**
- **所得税額から引ききれない場合、年末調整または確定申告時に「労働所得に係る社会保険料」の範囲内で給付を行う**

日本が目指すべき最終的な給付付き税額控除の姿

- **所得や資産を捕捉する枠組みや税・社会保障制度の全体像につき、丁寧な国民的議論と合意形成を行った上で整備し、英国や韓国のようなニーズを的確に反映した精緻な制度を実現する**

（出所）各種資料より大和総研作成

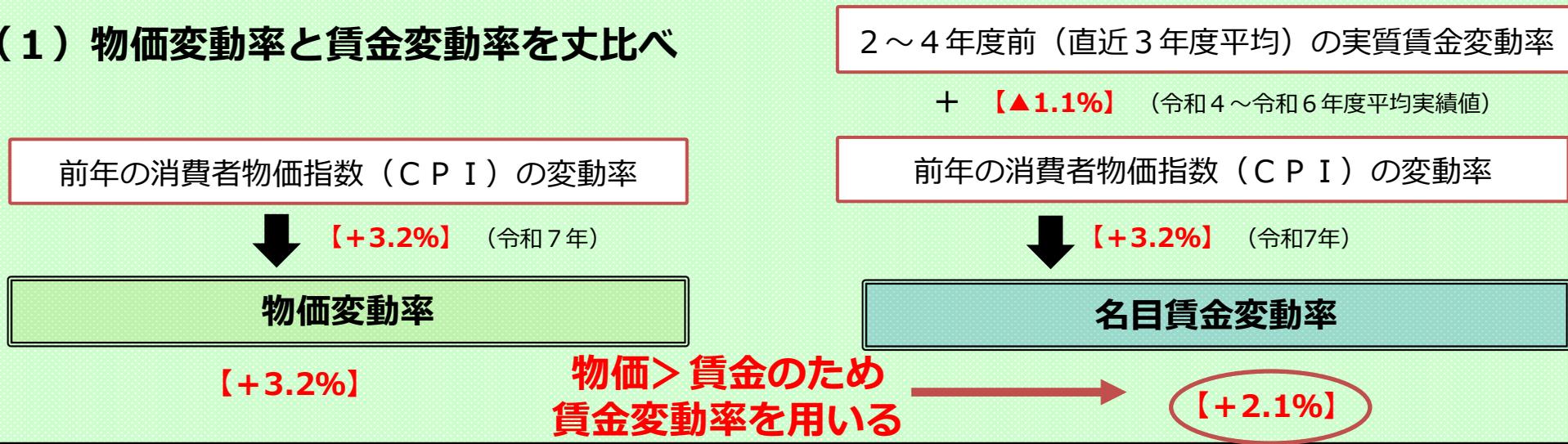
※ 詳細は是枝俊悟・平石隆太・畑中宏仁・吉田亮平・吉井希祐「給付付き税額控除実現に向けたロードマップ」（大和総研レポート、2025年11月26日）を参照。

參考資料

令和8年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和8年度の年金額は、前年度から基礎年金+1.9%、厚生年金+2.0%のプラス改定**となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を比べ

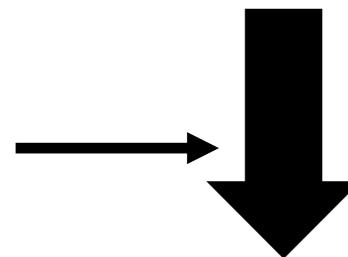


(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.2%】**

【▲0.2%】 …令和8年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.2%）

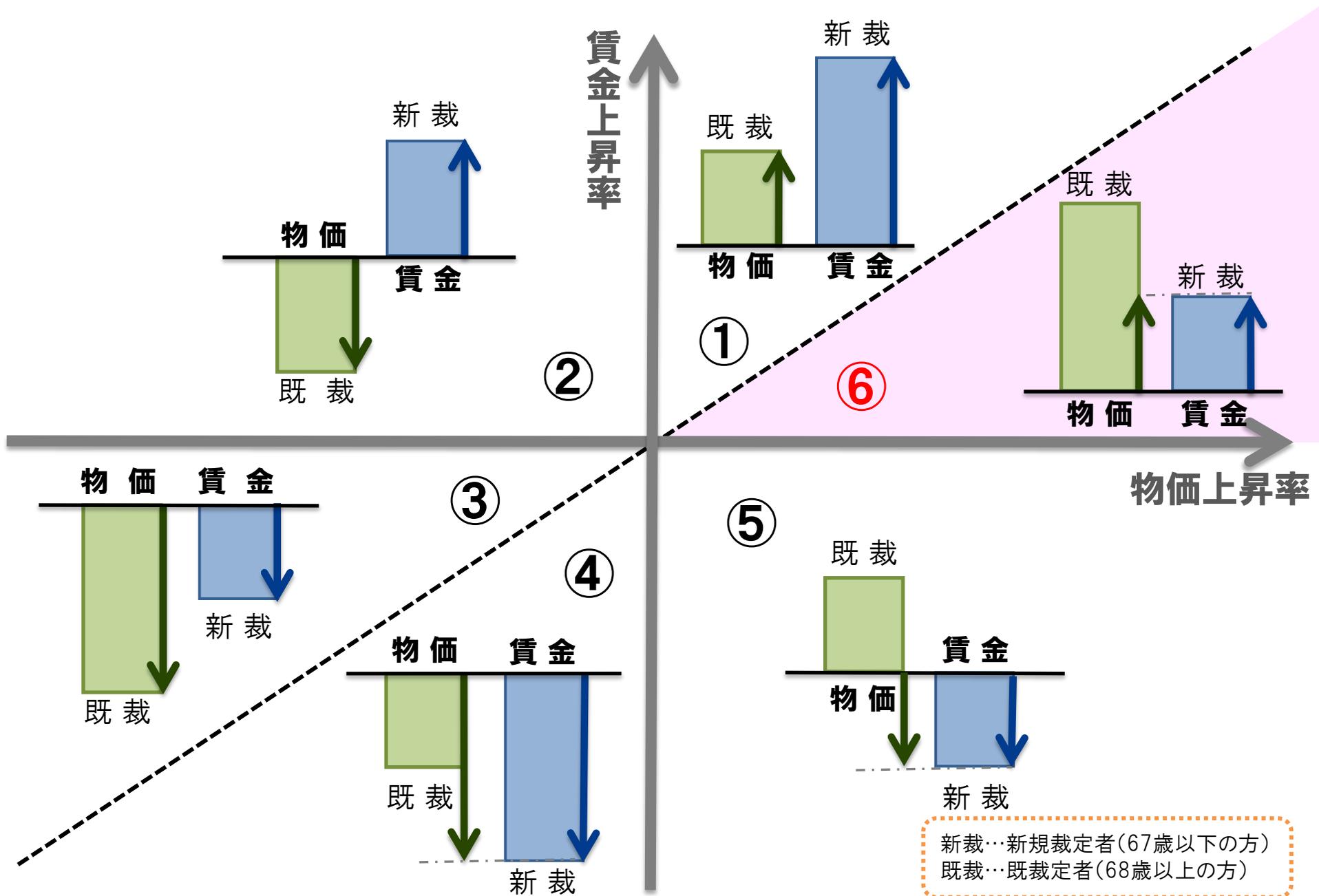
= 被保険者数の変化率（+0.1%）+ 平均余命の伸び率を勘案した一定率（▲0.3%）

※ 厚生年金の調整率は、次期財政検証翌年度（令和12年度を予定）まで1/3に緩やかとすることから、厚生年金の調整率は**【▲0.1%】**となる。



年金額改定率： 基礎年金 **【+1.9%】、厚生年金 **【+2.0%】****

年金額の改定(スライド)のルール



所得税における世帯類型別の基礎的な控除の概要（給与所得者・年金受給者）

（令和8年分）

【单身】

給与所得控除 74.0万円	基礎控除 104万円	178.0万円
------------------	---------------	----------------

【夫婦片働き】

給与所得控除 74.0万円	基礎控除 104万円	配偶者控除 38万円	216.0万円
------------------	---------------	---------------	----------------

【夫婦片働き子2人（高校生・大学生）】

給与所得控除 115.6万円	基礎控除 104万円	配偶者控除 38万円	扶養控除 101万円	358.6万円
-------------------	---------------	---------------	---------------	----------------

給与所得者

【单身】

公的年金等控除 110万円	基礎控除 104万円	214.0万円
------------------	---------------	----------------

【夫婦片働き】

公的年金等控除 110万円	基礎控除 104万円	配偶者控除 38万円	252.0万円
------------------	---------------	---------------	----------------

年金受給者

（注1）令和8年度税制改正（案）に基づいている。

（注2）年金受給者の控除額については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。

（注3）課税最低限を算出する場合には、上記の控除に加え、社会保険料控除も加味される。

本資料は投資勧誘を意図して提供するものではありません。

本資料記載の情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。

(株) 大和総研と大和証券(株) は、(株) 大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。

内容に関する一切の権利は(株) 大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。